柏原市外部の労働者等の公益通報に関する要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号。以下「法」という。）第１３条第２項の規定に基づき、柏原市（以下「本市」という。）において外部の労働者等からの公益通報に応じ、適切に対応するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者等の法令遵守の推進に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　外部の労働者等　次に掲げる者をいう。

　　ア　通報対象事実に関係する事業者（本市を除く。）（以下この号において「通報対象事業者」という。）に雇用されている労働者又は公益通報の日前１年以内に雇用されていた労働者であった者

イ　通報対象事業者を派遣先とする派遣労働者又は公益通報の日前１年以内に派遣先としていた派遣労働者であった者

ウ　通報対象事業者との請負契約その他の契約に基づき事業を行い、又は行っていた事業者において当該事業に従事し、又は公益通報の１年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

　　エ　通報対象事業者の役員又は当該事業者との請負契約その他の契約に基づき事業を行う事業者の役員であって当該事業に従事する者

　(2)　主管課　通報対象事実について処分等の事務を主管する課をいう。

　(3)　通報者　公益通報をした者をいう。

　（適用範囲）

第３条　この要綱は、外部の労働者等からの法第３条第２号又は法第６条第２号に規定する公益通報について適用する。

　（組織）

第４条　本市における公益通報の窓口として、総括通報責任者を置く。

２　総括通報責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

３　総括通報責任者は、外部の労働者等からの公益通報への対応に関する事務及び調査を総括する。

４　総括通報責任者は、外部の労働者等からの公益通報への対応に関する事務

及び調査を行わせるため、通報責任者を置き、通報責任者は、主管課の長の職にある者をもって充てる。

５　通報責任者は、主管課の職員のうちから、あらかじめ通報事務担当者を指定し、総括通報責任者に報告しなければならない。

６　通報事務担当者は、通報責任者を補佐し、公益通報への対応及び公益通報に関する調査を担当する。

　（公益通報の方法）

第５条　公益通報は、総括通報責任者に対して、法第３条第２号及び第６条第２号に掲げる事項を記載した書面を提出し、実名により通報しなければならない。

　（公益通報の処理）

第６条　総括通報責任者は、前条の規定により公益通報を受け付けたときは、通報内容が公益通報に該当するかを判断し、その結果を速やかに通報者に通知しなければならない。

　（調査）

第７条　総括通報責任者は、通報内容が公益通報に該当すると認めたときは、通報責任者に報告し、速やかに調査を開始するように指示しなければならない。

２　調査の実施にあたっては、通報者に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

３　調査期間は、おおむね３月以内とする。ただし、やむを得ない事由によりその期間内に調査が終了しなかったときは、この限りでない。

　（調査結果の報告等）

第８条　通報責任者は、調査の結果について総括通報責任者に報告し、報告を受けた総括通報責任者は、当該結果を市長に報告するとともに、速やかに通報者に通知しなければならない。

　（調査結果に基づく措置）

第９条　調査の結果、通報対象事実があると認められたときは、当該通報対象事実について処分等の権限を有する者（次項において「措置権限者」という。）は、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

２　措置権限者が前項の措置をとったときは、通報責任者は、速やかにその内容を総括通報責任者に報告しなければならない。

３　前項の報告を受けたときは、総括通報責任者は、その措置内容を市長に報告するとともに、速やかに通報者に通知しなければならない。

　（公益通報者等の秘密保持）

第１０条　公益通報への対応に関与した者（総括通報責任者、通報責任者及び通報調査担当者のほか公益通報への対応に付随する職務等を通じて、公益通報に関する事項を知り得た者を含む。第１２条において同じ。）は、当該公益通報で知り得た事項で通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

　（運用状況の公表）

第１１条　市長は、公益通報があった場合は、当該公益通報の対応が完了するごとに通報内容の概要、処理結果等を公表しなければならない。

　（通報関係資料の管理）

第１２条　公益通報への対応に関与した者は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に留意して、適切に管理しなければならない。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、申出書の様式その他公益通報について必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。